

岡山銀行 (他店勘定元帳)

仕向口		借方		貸方		借又貸	差引残高
大正	利息	摘要	借方	貸方	借又貸		
9	1	送金爲替 # 1.		170.00	貸		170.00
4	4	本勘定へ移記	(170.00)				

2. 九月四日 岡山銀行より上記送金爲替を本月三日に支拂済の通知あり(此場は前記假勘定を括弧内の如く朱書なりて) 残高を落し之を本勘定に移記するなりて)

岡山銀行 (他店勘定元帳)

仕向口		借方 <th colspan="2">貸方 <th>借又貸</th> <th>差引残高</th> </th>		貸方 <th>借又貸</th> <th>差引残高</th>		借又貸	差引残高
大正	利息	摘要	借方	貸方	借又貸		
9	3	送金爲替 # 1.		170.00	貸		170.00
3	9						

被仕向口取引例

1. 九月四日 岡山銀行より金八百七十五圓也送金爲替取組の旨通知に接せり
受取人高松市龜岡朔造

被仕向口取引例

振替傳票

(借方) 大正 年 9 月 4 日 (貸方) 至 875.00
支拂送金爲替手形勘定 至 875.00 岡山銀行勘定 至 875.00
受取人龜岡朔造 貸越(被仕向口)

岡山銀行 (他店勘定元帳) 被仕向口 假勘定

大正		摘要		借方		貸方		借又貸	差引残高
9	4	仕拂送手		875.00					875.00
5	5	本勘定へ移記			(875.00)				0

2. 九月五日 前記の送金爲替金八百七十五圓也受取人龜岡朔造へ現金にて支拂ふ此旨岡山銀行へ通知を發す。

仕拂傳票

大正 年 9 月 5 日 至 875.00
仕拂送金爲替手形勘定 至 875.00
龜岡朔造
岡山銀行送金手形 # 貸越(被仕向口)
起算日 9/5

3. 同日 去る一日岡山銀行より取立の爲め送附され居る爲替手形金九百參十

八圓五十錢也宛名人高松市櫻庭泰一郎より現金にて入金此旨同行へ通報す。

入金傳票
大正 年 9 月 5 日
岡山銀行勘定 至 938,50
櫻庭泰一郎
爲替手形取立済起算日 9/5
貸越 875,00
預り 63,50

(他店勘定元帳) 岡山銀行 本勘定
被仕向口

大正	利息	摘要	借方	貸方	借方	貸方	差引残高
9	5	仕拂送手 爲手取立	875,00	938,50	借	貸	875,00
							63,50

他店に對する貸借を整理するには四口記帳整理法に依るを其法とす、即ち仕向口を他店へ預ケ、他店ヨリ借越の二口に分け、被仕向口を他店ヨリ預り、他店へ貸越の二口に區別するなり、更に之を解説すれば他店へ預ケとは仕向口他店勘定残の借残にて、他店ヨリ借越とは其貸残となる場合を云ひ、又他店ヨリ預りとは被仕向口他店勘定残の貸残にて、他店へ貸越とは其借残となる場合を云ふなり。

他店に對する本店の支對計算

右掲岡山銀行勘定入金傳票の金額九百三十八圓五十錢が内譯として貸越八百七十五圓、預り六十三圓五十錢と割れたるは上記仕拂送金手形金額八百七十五圓の返済を受けたる意味にて其上に六十三圓五十錢を預りとなりたるものなり。

二、他店に對する本支店合同の計算 は支店對他店取引を本店に移し他店と本店の貸借關係とする整理方法なれば從て爲替上の操縦は本店に於て之を爲すものとす。

日本橋(市内)支店と桐生産業銀行と爲替取引勘定をなし、爲替上の貸借は本店へ合同す。

市内支店は他地に在る支店同様に取り扱ふ場合少くして、市内支店と本店との事務關係は Branch と云ふより City office にて本店營業所の一分店と見るべく、諸事務に付き日々本店との打合も繁く、他店爲替上の貸借は本店に合同するを便利なりとす、爲替上の本支店合同計算は市内支店のみに限るものに非ずして、他地所在の支店も利便とする場合には之を爲すなり。

取引例

1. 九月五日 日本橋支店に於て金原萬左衛門の依頼に依り桐生商業銀行へ送金爲替を取組む金貳百六拾五圓也現金にて受入る。

此場合に日本橋支店は本店に右の趣を次掲の如き報告を爲さるべからず、又前例
題の如く送金取組案内を要するときは、日本橋支店より直接桐生産業銀行へ發送する
なり。

合同他店勘定報告表

本店	御中	仕向	日本橋支店
大正 年 9 月 5 日		大正 年 9 月 5 日	
摘要	銀行名	勘定起算日	金額
送金爲替	桐生産業銀行		借方
			(借越) 265.00

送金爲替の勘定起算日は未だ不明、又借越となるか或は預金の返金となるかは本店に
到りて明瞭すべきものにて、日本橋支店に於ては之を記入する能はざるなり(借越)或は
(預け)の記入は總て本店に於てせらるゝものとす。

日本橋支店に於ける傳票及記帳

入金傳票	大正 年 9 月 5 日	265.00
本店勘定	至	265.00
桐生産業銀行送金爲替	至	5

本店勘定元帳

大正 年	摘要	借方	貸方	借又貸	差引残高
9 5	桐生産業銀行へ送金爲替 #1.		265.00	貸	265.00
9 6	同 仕拂送手 #5.	370.00			
9 "	同 代手取立 #3.		650.00		
					545.00

本店に於ては日本橋支店より前記仕向合同他店勘定報告表到達せるときは次
の振替及記帳を爲すものとす。
本店に於ける傳票及記帳

振替傳票		大正 年 9 月 5 日	
(借 方)	桐生産業銀行勘定	至	265.00
(貸 方)	日本橋支店勘定	至	265.00
(支店勘定元帳)		日本橋支店より送金手形 #5.	
		桐生産業銀行へ送金取組	

大正 年	摘要	借方	貸方	借又貸	差引残高
9 5	桐生産業銀行へ送金爲替 #1.		265.00	貸	265.00
9 6	同 仕拂送手 #5.	650.00			
9 "	同 代手取立 #3.		370.00		
					545.00

日本橋支店に於ける本店勘定帳簿

本支店間の勘定には仕向口被仕向口の區別を設けず又勘定起算日を記入する必要なきは上記説述せるが如し、故に本例題も上記の本店勘定元帳に付け込むこととせり。本店に於ては日本橋支店より上掲被仕向合同他店勘定報告表の達せるとき次の振替及記帳を爲すものとす。本店に於ける傳票及記帳

振替傳票		振替傳票	
(借) 方	(貸) 方	(借) 方	(貸) 方
日本橋支店勘定 570,00	桐生産業銀行 570,00	日本橋支店勘定 570,00	桐生産業銀行 570,00
桐生産業銀行日拂送手 # 6	貸越(被仕向口)起算日 9/6		

振替傳票		振替傳票	
(借) 方	(貸) 方	(借) 方	(貸) 方
桐生産業銀行 650,00	日本橋支店勘定 650,00	日本橋支店勘定 650,00	桐生産業銀行代手 # 3取立済
貸越 570,00 (即ち返金となりたり)			
預り 570,00			

日本橋支店勘定元帳

本例題は上記の日本橋支店勘定元帳に付け込みをするなり。

桐生産業銀行
被仕向口

大正	利息	摘要	借方	貸方	借又貸	差引残高
9 6	9 6	日本橋支店にて日拂送手 # 6,	370,00	650,00	借	370,00
" "	" "	代手 # 3, 取立			貸	280,00

右記例に基づき日本橋支店の桐生産業銀行取引上より生じたる本店に對する残高は貸方五四五、〇〇(本支店が日本橋支店に貸したるもの即ち日本)の單一勘定となるのみ、然るに本店に於ける他店勘定元帳面の桐生産業銀行に對する勘定は仕向口貸残二六五、〇〇(桐生産業銀行が日本橋支店の代りに同行に本店に貸したるもの意味)及び被仕向口貸残二八〇、〇〇に割れたり、こは本支店間は單一勘定にて可なるも、對他店勘定は取引發生の起點異なる爲め、一口は仕向口に他の二口は被仕向口として整理せらるべきものなればなり、然ども仕向被仕向を問はず貸方残高は孰れも桐生産業銀行の債權にして、他店に對し本支店合同の計算整理とするも其債權債務の金額には差異あることなし、故に右記例に依る本店の桐生産業銀行に對する仕向口貸残二六五、〇〇と被仕向口貸残二八〇、〇〇を合計せば本店に於ける日本橋支店

元帳の借残五四五、〇〇と一致するものにて本店の債務と債権は同一額なるを見るべし。

第十五章 他店勘定

他店勘定は他店との爲替業務に關する一切の事務を處理するものとす。

第一節 他店と爲替取引の締結

他店と爲替取引を爲すには、豫め爲替取引の契約を締結し置かざるべからず其契約には自行より振出したる送金爲替の支拂又は自行より依頼せる荷爲替手形、代金取立手形の取立を爲すこととし、同時に先方銀行より依頼あるときは自行も亦之を爲すことを互に約定するにあり。

其勘定は雙方の銀行が、一定期間互に當座取引を開き置き、假りに自行より貳百圓の送金爲替を取組み、先方にて之を支拂ひたるるとき、自行が先方より貳百圓の借越となり、之れと同時に自行より荷爲替手形百圓代金取立手形百五十圓及び他所

割引手形二百五十圓の取立を依頼せるに、全部取立済の時は、其合計五百圓より、送金爲替支拂の爲め、借越したる二百圓を差引き、残り三百圓は先方へ預け金をしたることとなり、反之先方より仕向けられたる、送金爲替三百圓を自行にて支拂ひたるるとき、先方へ其れ丈貸越せるものにて、又同時に先方より依頼を受けたる、荷爲替手形五百圓を取立てたるときは、貸越したる三百圓を差引き、残り二百圓は先方より預りたるものとす、斯く自行より仕向けたる總ての取引を當方口又は仕向口と謂ひ、先方銀行より仕向けられたる總ての取引を先方口、貴方口又は被仕向口と謂ふ、仕向口の残高には借越すことあり或は預けとなることあり、又被仕向口の残高には、貸越しあり、或は預りとなるなり、故に若し甲銀行より借越、乙銀行へ預け、丙銀行より預り、丁銀行へ貸越となるときは、日記帳及び總勘定元帳の勘定口座は必ず、他店より借越、他店へ預け、他店より預り、他店へ貸越の四口座に區劃して、記帳整理すべきものとす。

第二節 他店取引に關する傳票作製法

他店取引に關する傳票の作製は、次記例の如く銀行名の勘定にて起すものとす

例へば

1. 現金を以て甲地に送金の依頼を受けたるとき。
2. 乙銀行に對し豫て荷爲替手形の取立を依頼し居たる處本日入金 of 通報に接したり。
3. 丙銀行より代金取立手形の取立依頼を受け居たる處本日現金にて入金ありたり。
4. 丁銀行振出の送金小切手を支拂ひたり。

入金傳票
甲銀行勘定 ¥200,00
借越(仕向口)

振替傳票	
(借方) 荷爲替手形勘定 ¥15000	(貸方) 乙銀行勘定 ¥15000
預け(仕向口)	預け(仕向口)

入金傳票
丙銀行勘定 ¥500,00
預け(被仕向口)

仕替傳票
丁銀行勘定 ¥300,00
貸越(被仕向口)

右1.の場合の借越、2.の場合の預け、3.の場合の預り、4.の場合の貸越等の他店貸借残高性質の記載は、該取引を他店勘定元帳記入の際にするなり、若し然らずして傳票作製の最初より一々元帳を點檢し、記帳前傳票に之を記載し置んか、同一店に對する取引二三重なり來るとき、先の傳票と後の傳票との貸借残高性質の表示に錯誤を來たす虞あり、且つ徒らに手数を要して事務繁雜となるのみ、されば元帳記入前より傳票には宙覺に之れが記載すべきものにあらずして、傳票の勘定を起すには銀行名を以てし、其殘高性質に基く四口勘定の振分けは後に記載するものとす。

す、斯くするときには事務取扱ひに滯滞を來さず、又他店勘定殘高を明確にする爲め、日記帳其他帳簿に四口座を設け、記帳整理するにも別段面倒混雜の之れなきものとす。

類書中に他店勘定の整理に四口座を設くるは、傳票作製の都度他店元帳を参照せざるべからざる不便あり、且つ記帳上複雑なれば、之れを避くる爲め取引の起りし時單に他店勘定なる名稱の一口座を以てするを利便なりと主張し、其傳票作製を

振替傳票	
(借方) 他店勘定 ¥1000,00	(貸方) 他店勘定 ¥1000,00
甲銀行	乙銀行

振替傳票	
(借方) 他店預け金 ¥500,00	(貸方) 他店借越 ¥500,00
丙銀行	丁銀行

例示しあるものあり、然れども著者の見解を以てせば一は簡約に過ぎ、他は却て取扱混雜するが如き嫌ありて本書は之を採らずして叙上の四口振分け整理することとせり。以上四口座記帳整理するは預け、預り、借越、貸越の各利息を計算するに於て、又爲替尻を繰繰するに於て又は考課狀の記載に際し利便とする處尠からざるなり。
(本章第六節第三他店に對する貸借の表出方参照)

第三節 送金爲替事務

一、送金爲替取組の依頼あるとき係員は次の手續を爲すものとす。

送金爲替の取組

金	手数料	住所	依頼人	摘要	取組場所	取組銀行

商寶銀行

店勘定元帳に記入し、傳票は係員及び爲替係主任の認印を施し計算係に廻付す。

- 註1. 手数料は従来顧客吸引上勉強の意味にて、極く邊僻の地方にして片爲替となるか、又は爲替尻操縦に不便なる所のみ相當手数料を徴したる以外に、殆んど無手数料取扱を爲したり、然るに斯くては銀行の犠牲多きに過ぎ、殊に近來營業收益漸減の苦痛より幾分免れんことを欲し、一昨十年八月より東京大阪の兩銀行集會所加盟銀行等が率先して左記手数料を必ず徴収することに規約を締結し現に實行しつつあり。
1. 普通送金 一通に付拾錢以上 2. 電信送金〔普通一口に付壹圓以上 至急一口に付貳圓以上〕
 3. 送金代用の保證小切手其他之に類似のもの一通に付拾錢以上

4. 當座口振込普通の場合 一口に付拾錢以上
5. 當座口振込電信の場合

但し電話通知も本則を適用す。

〔普通一口に付壹圓以上 至急一口に付貳圓以上〕

註2. 往時は送金爲替に爲替手形を用ひたるも、商法改正の結果現今送金小切手を使用する銀行多し、爲替手形なるときは壹通毎に參錢收入印紙の貼用を要するも、小切手なれば印紙貼用の要なし、然しながら爲替手形の使用も絶無にあらすして、指圖人拂の送金爲替に往々之れを見ることあり。

- 口. 送金依頼表にて送金手形記入帳に明細に記入を爲したる上、該依頼表は送金爲替係に於て保存す。
- ハ. 送金爲替取組みの通知を要するときは、其通知書を認め發送の準備を爲し置き營業終ると共に發送するなり。
- ニ. 電信送金爲替取組の手續 電信送金爲替取組の依頼あるとき、係員は次の手續を爲すものとす。

イ. 依頼者より電信送金依頼書を徴し、現金にての依頼なるときは、他店名勘定及び手数料勘定の入金傳票を作り、現金は收納係に拂込ましめ、若し振替勘定の場

電信送金
爲替の取

合には夫々振替手續を了したる上、依頼者に電信送金受取證を交付し、依頼者をして受取人に向て、(假設)函館商業銀行より五百圓を受取るべき旨を電信にて案内せしむ、若しこの案内電信を受取人が先方銀行に提出せざるときは、時として先方銀行はこの電送金を支拂はざることあり、そは電信送金は間違の發生し易きものにて、電信局の粗漏にて暗號文字の打電違より百圓を千圓と通達するが如き、又不正事件に依る電信案内等の問題を生ずることあり、故に電信爲替の受取人が先方銀行と取引あるか、又は依頼人が自行にも先方銀行にも初對面者よ

電信送金依頼書

受取人 氏名及 岩城芳郎		支拂 銀行 函館商業銀行
支拂 北海道	支拂 支店 名	支拂 支店 名
右金額支拂銀行ノ定ムル手續ニ從ヒ御支拂相成度候也		
大正 年 月 日		
依頼人 金持富藏		
株式会社商寶銀行 御中		

行取引先なる場合にのみ電送金の依頼に依り、銀行多し。

ロ、係員は支配人より先方銀行との間に使用する電信暗號表を受取り、暗號にて回號(函館商業銀行へ電信爲替)金額受取人名を認め傳票を添へ支配人に提出し

其檢閲を得たる上、先方銀行に打電し、更に書面を以て此旨を再報す。

ハ、傳票にて仕向他店元帳に記入し、傳票は各關係係員の認印を施し計算係に廻付す、送金爲替手形記入帳には電信送金依頼書より詳細に記入し、依頼書は其係に於て保存するものとす。

三、送金爲替の支拂手續 送金爲替支拂の請求あるとき、係員は送金小切手又は送金爲替手形の裏面に受領の文言「表記之金額正に受領仕候也」を認めさせ、小切手を受入れ、其小切手は豫て取組銀行より送られある用紙と同様のものなりや、又署名印影をも照合して、真正なるものと認めたる上、被仕向他店元帳の借方に記入し、起算日を書き入れ、小切手は支拂係に廻付して支拂はしむ、小切手は仕拂傳票に代用するなり。

四、電信送金爲替の支拂手續 電信送金爲替支拂の請求あるとき、係員は受取人より電信送達紙(假設廣島より電送した)と電信送金受取證を徴し、前以て廣島銀行より案内ありたる電信(暗號電信を譯)に照合し、真正なるものと認めたるとき、更に受取人の其本人なるやを確かめたる上、被仕向他店元帳の借方に記入し、起算日を書き入れ、仕拂傳票を作り支配人認印を得て、仕拂係に廻付して支拂はしむ、電送金

送金爲替の支拂

電信送金の爲替の支拂

は必ず案内あるものなれば、已に仕拂送金手形記入帳に記載しある筈なるも、若し未だ記載しおらざるときは詳細に之を記入を爲し、先方銀行に對し仕拂濟の通知を發す、後日先方銀行より書面の再報に接したるときは、直ちに照合して間違なきやを確め置かざるべからず。

第四節 代金取立事務

他所代手の取立

一、他所代金取立の依頼を受けたる場合の手續 約束手形、爲替手形、小切手及び賣掛金の領收證等の、他所に於て支拂はるゝ取立の依頼を受けたるときは、取立係は次の手續を爲すものとす。

イ、約束手形、爲替手形には依頼者をして取立委任の裏書を爲さしめ、之を受け入れ、代金取立手形預り證及び手數料勘定註一の入金傳票を作りて、手形と共に支配人に差出し、其認印を得、手數料を收納係に入金せしめたる上、預り證は依頼者に交付す。

註1、代金取立手形手數料、手形其他の仕向のもの 一通に付 貳拾錢以上
但し手形交換所(例へば東京、大阪其他の交換所の如き)を経て決済し得るものは此
限りにあらず。

先方取立料、廻金料及び轉送料等は別に徴收するものとす。

不渡手形(他所へ仕向けたる分) 一通に付 貳拾錢以上

被仕向代金取立手形に付ては、先方銀行に於て當方よりの仕向代金取立手形に對し手數料を徴收するときは之れを徴收し、然らざる場合は各行の任意とす。

ロ、他所代金取立手形記入帳及び同期日帳に記入し、手形には更に支拂地にある委託先銀行へ取立委任の裏書を施し、支配人の記名調印及び行印の押捺を得、手形送達狀に夫々記入し、之を手形に添へて書留郵便にて發送す。

ハ、委託先銀行より取立濟の報告あるときは、關係帳簿に記入を爲し、依頼者の當座勘定あるものは直ちに振替傳票を作り、報告書と共に支配人に差出し、其認印を得、傳票は關係係に夫々廻付す、依頼者に對して取立濟の通知を發するものとす。

二、他店又は支店より當所代手の取立依頼を受けたる場合の手續 他支店より當所に於て支拂はるべき約束手形、爲替手形、小切手、賣掛金領收證等の取立を依頼し來たる場合には、係員は次の手續を爲すものとす。

イ、先方より送られたる手形及び附屬書類は、手形送達狀と符合するや否やを點檢し、手形に取立委任の裏書形式の具備しありやを改め、間違なきを認めたること手形到着報告を認め、之れに支配人の檢印を得、先方銀行に發送す。

他店又は支店より當所代手の取立

再代手取扱ひ手續

- ロ、當所代金取立手形記入帳及び同期日帳に記入し、爲替手形の如き仕拂引受を要するものは、直ちに仕拂人に呈示して其引受手續を了したる上、手形は證券係に交付して保管せしむ、證券係のなき銀行は支配人の手に依て金庫に保管す。
- ハ、期日に至れば該手形を證券係又は支配人より受取り、手形裏面の受領欄に記名捺印を施し之れを取立てしむ、若し手形仕拂場所が手形交換組合銀行なるときは、手形交換所に於て其授受を爲すものとす。
- ニ、取立済の上は當所代手記入帳に取立月日の記入を爲し、他支店勘定の入金傳票を作り、支配人及び收納係の證印を得、他支店係に廻付す、他店係に於ては之を被仕向他店元帳の該店口座の貸方に記入す、取立済の通知は直ちに先方銀行に發送するものとす。
- 三、再代手取扱ひ手續 再代手とは他店又は支店より、他所に於て支拂はるゝ代金取立手形取立の依頼を受けたるとき、自行に於て一旦當所代手の手續を以て受入れ、更に之を當方より手形の支拂地にある取引銀行へ向け他所代手の手續を以て送付し取立を依頼する状態を謂ふ。
- イ、例へば長崎銀行と金澤銀行との間に爲替取引なし、然るに自行は長崎銀行

及び金澤銀行の兩行に爲替取引の約定あり、今長崎銀行より金澤市某の支拂人たる金貳百圓の爲替手形の取立を自行に依頼ありたるとき

ロ、自行は之れを當所代手受入れ手續即ち長崎銀行より送付せられたる手形及び附屬書類は手形送達状と符合するや、手形に取立委任の裏書あるや否やを點檢して、手形到着報告に支配人の證印を得、長崎銀行宛に發送すると同時に當所代金取立手形記入帳に記入す。

ハ、自行にては之を改めて他所代手の取扱をするものにして、先づ他所代金取立手形記入帳及び同期日帳に記入し、金澤銀行に取立委任の裏書をなし同行に送付の上取立を依頼するものとす。

ニ、金澤銀行より該手形の取立済の報告ありたるとき、次の振替傳票を作り支配人の認印を得、他店元帳係に廻付し夫々記帳を爲さしむ、當所代手、他所代手の兩記入帳には取立日を書き入れ、長崎銀行には取立済の通知を發すべきなり。

振 替 傳 票	
(借 方)	(貸 方)
長崎銀行 200,00	金澤銀行 200,00
預リ(被仕向口)再代手 #	預ケ(仕向口)再代手 #
起算日	

第五節 他店雜勘定

他店手形の受入

一、他店手形の受入 自行が得意先より預金として他所取引銀行の當座小切手其他手形を受入ることあり、斯は他所取引銀行より特に依頼せられ居るが爲めに非ず、單に得意先に對する取引上勉強の爲め、自行の任意にて便宜受入れたるものなり(手形代拂とは意味全く別なり)此場合には該手形を取立ての爲め宛名銀行に送付するなり、自行と先方銀行とに於ける爲替上の利息起算日は、自行に於て受入れたる日に非ずして、該手形の先方銀行にて支拂はれたる日を以てするものにて、帳簿は仕向他店元帳同行口座に記入するなり。

振替票	
(借方)	(貸方)
當座預金勘定 500,00	甲銀行勘定 500,00
何米	A振出當座小切手 預け(仕向口)
起算日(甲銀行に於て支拂はれたる日)	

他店手形の代拂

二、他店手形の代拂 特に他所取引銀行より何某に對しては、代拂すべきことの依頼を受け居るとき、自行は其依頼銀行に代りて其當座小切手を支拂ふものに

仕向口帳簿記帳例

て、斯の如きは豫め爲替取組約定書(何某と指名せざるも單に代拂云々と認め置く)又は其他の書面を以て約定し置くを通例とす、代拂に關する自行と依頼銀行との爲替上の利息起算日は、自行にて支拂ひたる日を以てするものにて、こは恰かも先方銀行の送金爲替小切手を支拂ひたると同意味にて、帳簿は被仕向他店元帳の同行口座に記入するなり。

第六節 他店勘定帳簿

一、仕向口帳簿記帳例

イ、仕向他店勘定元帳 自行より起したる取引を記入整理する帳簿にして、他店名毎に口座を設け、商業簿記元帳記入法と同じく、他店を勘定の主としたる記入なり、故に其借方には先方が當方より借りとなるものを記入し、其貸方には當方への貸勘定を記入す、此帳簿に於ける借殘高を預けと稱し、貸殘高を借越と稱するなり。

取引例

1. 十月一日 阪上小十郎の依頼に依り、函館商業銀行宛金百參拾圓の送金を爲替を取組み、送金小切手を依頼人に渡す。

2. 同日 去る九月二十日安藤福松より、左記爲替手形の取立依頼を受け、鹿兒島第四百七十七銀行に取立委任の爲め送付中の處、手形期日に取立済の旨通知に接せり、取立金は依頼者の特別當座預金に振替ふ。
 金參百九拾圓也 宛名人鹿兒島市犬飼幸多 手形日付九月二十日 手形期日九月二十八日
3. 同日 去る九月二十二日川邊桃亮の依頼に依り左記荷爲替手形を割引し、取立委任の爲め松江銀行に送付中の處手形期日に入金済の旨通知に接せり。
 金六百七拾四圓也 宛名人松江市鹿角伍朗 手形日付九月二十二日 手形期日九月二十九日
4. 同日 去る九月五日大森安雄より左記爲替手形の取立依頼を受け長崎市第十八銀行に取立委任の爲め送付中の處手形期日後三日目に取立済の旨通知に接せり、取立金は依頼者の當座勘定に振替ふ。
 金四百拾八圓也 宛名人朝鮮釜山林田勇吉 手付日付九月四日 手形期日九月二十三日 延滞日歩四錢 (銀行にては釜山に爲替取引先なし、長崎市第十八山支店に再代手の取扱ひを爲せり) (銀行にては釜山に爲替取引先なし、長崎市第十八山支店に再代手の取扱ひを爲せり)

5. 同日 貝原久彌の依頼に依り松江銀行の金貳百七拾圓送金爲替金小切手を依頼人に渡す。

仕向他店勘定元帳

函館商業銀行

種	度	利息
借	500圓	貳錢零厘
預	〇錢八厘	

大正	摘要	起算日	借方	貸方	借或貸	差引殘高
10	1 送手#			130,000	貸	130,000

鹿兒島第四百七十七銀行

同上

大正	摘要	起算日	借方	貸方	借或貸	差引殘高
10	1 代手#	9 28	390,000		借	390,000

松江銀行 同上

大正	摘要	起算日	借方	貸方	借或貸	差引殘高
10	1 1 借手# 送手#	9 29	674,000	270,000	借	674,000 404,000

長崎第十八銀行 同上

大正	摘要	起日	借方	貸方	借或貸	差引殘高
10 1	代手井(釜山支店へ)	9 26	41800		借	41800

口 資金爲替手形記入帳 (仕向(他店)銀行名)

大正	番	依	名	手	手	支	備
年	號	頼	宛	形	數	拂	考
		人	人	金	料	通	
				額	金	知	
					額	利	
						日	

ハ 他所代金取立手形記入帳 (仕向(他店)銀行名)

大正	番	仕	依	名	手	手	支	備
年	號	向	頼	宛	形	數	拂	考
		先	人	人	金	料	通	
		銀			額	金	知	
		行				額	利	
		依					日	
		頼						
		人						

被仕向口帳簿記帳

- 一、 被仕向他店勘定元帳 先方銀行より起し來る取引を記入整理する帳簿に
- 二、 被仕向口帳簿記帳例

て他店名毎に口座を設け、他店を勘定の主としたる記入なり、故に其借方には先方が當方より借りとなるものを記入し、其貸方には當方への貸勘定を記入す、此帳簿に於ける借殘高を貸越と謂ひ、貸殘高を預りと謂ふ。

取引例

1. 十月一日 愛名商業銀行取組送金小切手第十號金金四百參拾八圓持參人龍岡茂作に現金にて支拂ふ。
2. 同日 八幡商業銀行取組送金小切手第五十七號當行宛金九拾五圓を當座預金として早川喜壽より受入る。
3. 同日 鹿兒島第四百七十七銀行より取立委任を受け居る本日期日爲替手形金參百貳拾圓を宛名人鎗倉才六より現金にて受入る。
4. 同日 函館商業銀行取組送金小切手第廿六號金四百拾圓を持參人栗池泰造に現金にて支拂ふ。
5. 同日 名古屋銀行より取立委任を受け居る、本日期日の當所荷爲替手形金七百六拾圓を宛名人尾上勝彌より、櫻庭光三郎振出自行當座小切手にて入金せり。

被仕向他店勘定元帳

愛名商業銀行

株	度	利	息
貸出	500圓	或	繰上
預金		○	繰上

大正	摘要	起算	借	貸	借	貸	決算	殘高	日	積	數	利	息
10	仕拂送手	10	438.00		借		月	金額	數	方	方	方	受
1	并	1					日			貸	貸	貸	拂
													日

八幡商業銀行 同上

大正	摘要	起算	借	貸	借	貸	決算	殘高	日	積	數	利	息
10	仕拂送手	10	95.00		借		月	金額	日	借	貸	貸	受
1	并 57.	1					日		數	方	方	方	拂
													日

鹿兒島百四十七銀行 同上

大正	摘要	起算	借	貸	借	貸	決算	殘高	日	積	數	利	息
10	代金取立	10		829.00	借		月	金額	日	借	貸	貸	受
1	爲手 并	1					日		數	方	方	方	拂
													日

國信商業銀行 同上

大正	摘要	起算	借	貸	借	貸	決算	殘高	日	積	數	利	息
10	仕拂送手	10	410.00		借		月	金額	日	借	貸	貸	受
1	并 26.	1					日		數	方	方	方	拂
													日

名古屋銀行 同上

大正	摘要	起算	借	貸	借	貸	決算	殘高	日	積	數	利	息
10	爲手 并	10		760.00	借		月	金額	日	借	貸	貸	受
1		1					日		數	方	方	方	拂
													日

支拂送金爲替手形記入帳

(被仕向他店)銀行名)

大正	摘要	起算	借	貸	借	貸	決算	殘高	日	積	數	利	息
10	爲手 并	10		760.00	借		月	金額	日	借	貸	貸	受
1		1					日		數	方	方	方	拂
													日

八 當所代金取立手形記入帳

大正 年 正 月 日	番 號	仕 向 先 人	仕 向 先 人 名 宛 人 又 は 振 出 人	仕 拂 人	住 所	手 形 日 附	期 日	爲 替 手 形	約 手 形	賣 掛 書	小 切 手	取 立 日	備 考

二 當所荷爲替手形期日帳

大正 年 月 日	番 號	種 類	摘 要	支 拂 人	支 拂 場 所	手 形 金 額	額	未

ホ

當所荷爲替手形記入帳

(被仕向(先方)銀行名)

大正 年 月 日	番 號	仕 向 先 人	荷 受 人 姓 名	住 所	貨 品 名	數 量	價 格	運 送 條 要	保 險 金 額	手 形 番 號	手 形 日 附	引 受 日	満 期 日	手 形 金 額	取 立 日	未 要

他店に對する貸借の表出方

三 他店に對する貸借の表出方 次に他店勘定元帳差引残高表を例示し對他

店貸借残高の表出方説明の繁説に代ゆることへせり。

他店勘定元帳差引残高表は他店勘定元帳の各口座残高を日々移記し、各他店に對する爲替尻の狀況を一目の下に知り得る様にしたる帳簿にして、之に依て爲替尻繰上参考に資すると共に、日々の貸借各合計を總勘定元帳に夫々照合し、残高の正確なりや否やを検するなり。

仕向及被仕向他店勘定元帳差引残高表

大正 年 10 月 1 日

地 名	銀 行 名	貸 越 度	仕 向		被 仕 向	
			借 方	貸 方	借 方	貸 方
	函館商業銀行		390.00	130.00	410.00	320.00
	青森銀行		401.00			
	松島銀行		418.50		438.00	
	長崎十八銀行				95.00	760.00
	愛名商業銀行					
	八幡商業銀行					
	名古屋銀行					
他店貸借の表出方法に對照せらるべし)			1209.50	130.00	943.00	1,080.00

營業報告書他店貸借の表出方

他店勘定傳票に於ける四口勘定振分け日記帳の記入は勿論、總勘定元帳に於ても、必ず他店へ預け、他店より借越、他店へ貸越、他店より預りの區別を爲し記入整理すべきは既に述べたり、然るに毎期決算營業報告書には他店に對する貸借を單に他店より借(貸方)他店へ貸(借方)の二口の名稱を以て表出し居るも、それは次記圖解の如く纏められたるものとす、前掲例題のものを藉り來りて四口に區別せるものを營業報告書に公告せらるべき二口表出の纏め方は

(第一)

(借方)	(貸方)
1,209.50 他店へ預け	
	130.00 他店より借越
943.00 他店へ貸越	
	1,084.00 他店より預り

本圖の如く四勘定口座を總勘定元帳に設け日々之に記入し行くものとす、之を銀行條例施行細則の營業報告書に準じ毎期決算期の營業報告書には第二の

(第二)

(借方)	(貸方)
1,209.50 他店へ預け	
2,152.50 } 他店より借越 130.00	1,214.00
943.00 } 他店へ貸越	
他店より預り 1,084.00	

の如く纏められ第三圖の體裁に依り

(第三)

負債之部	資産之部
一 他店より借(何ヶ所)	一 他店へ貸(何ヶ所)
1,214.00	1,214.00
	二 他店へ貸(何ヶ所)
	2,152.50

として公告せらるゝなり

第七節 爲替尻の操縦

一、爲替尻繰の意義 爲替は隔地者間貸借決済の方法なれば、其貸借發生の原因たる取引關係にして、若し一方に偏倚する場合には其決済に當る銀行間の貸借も亦其れに伴ふて一方に偏倚せんとするの傾向あるを免れず、例へば甲地方は米穀海産物等の特産物を輸出するに、其仕向地は乙地方に多くして丙地方に少しとせんか、甲地方は乙地方に對して債權額多く、丙地方には少きことゝなる、然るに反之甲地方の日用雜貨品は大部分之を丙地方より仰ぐとせば、甲地方は常に丙地方に對して債務者の地位にあるべし、此狀勢より見れば丙地方の銀行に於ける爲替尻は被仕向口にて甲地方よりの送金爲替を支拂ふ爲め貸越となるが、仕向口にて丙地方より甲地方銀行に對し代金取立の依頼及び荷爲替取組の爲め預けとなる、此場合に於て可成資金を一方に偏倚重積せしめず、圓滑に爲替尻を調節して、可成他行よりの借越を多くせざると同時に、又他行へ貸越、預ケも多くせざる様にす、るものとす、如何となれば借越に對しては高利を支拂はざるべからざる共に借越極度額に至れば次で送金爲替を取組む能はざるに至るものなれば、送金爲替を頻

繁に取組べき先に對しては、平常多少預ケ金となる位にし其仕拂爲替資金に餘裕を生せしめ置き、何時にても顧客の依頼に應じ爲替取組得る様に爲し置かざるべからず、又貸越預けを多くするときは、日常の運轉資金を爲替尻に固定することゝなりて、資金運用上不利益なれば之も出来る丈回收を速にせざるべからず、要するに爲替尻の操縦は一地方に資金を固定せしめず、又爲替關係よりの利損の之れなき様に勉め、各地の取引先に對し何時にても顧客の依頼に應じ、爲替の取組を爲し得る様爲替殘を整理且つ調節するにあり。

爲替尻の
利用

二、爲替尻の利用 然るに例外としては自行に於て運用資金の缺乏を告げ、而かも此地の利子高率なるに反し、取組地に於て利率低廉なる場合に、爲替尻を利用して殊更に借越を爲し又は預りの手段を講じて自行に資金を吸引潤澤ならしめ、其運用利鞘の收得を企圖することありて、これは銀行の特別事情に基くものなり、又利息の高低如何に係はらず銀行の手許資金の都合にて種々爲替尻を利用する場合も尠からざるなり。

爲替尻の
處分

三、爲替尻の處分 爲替尻の操縦は主として各行互に其仕向口に行ふを原則とし、即ち預け及び借越を自行任意に運用するにあり、乍然被仕向口と雖も自行

より相手銀行に照會を爲し、其承諾を経たる後は操縦を爲し得るものにして、自行が起し得る爲替尻の操縦は仕向口のみに限るとするは誤解なり、而して操縦の方法として擧ぐべきは、附替振込戻入及び現金輸送なりとす、此内附替最も多く行はれ振込戻入は之に亞き、現金輸送は比較的不利益なれば、止むを得ざる時に於て行はるゝのみ、以下附替及び振込戻入につき説述すべく、現金輸送は之を除外せり。

第八節 爲替尻操縦方法

附替

一、附替 は主として他支店に對する爲替尻貸借の振替を稱し、此内二つの相手銀行に對する附替と、一行のみに對する附替所謂双方附替なるものとあり。

イ、相手銀行よりの借越に對し其本支店の預けを以てする附替

例へば静岡商業銀行より百參拾圓の借越あり、然るに同行豊橋支店には參百圓の預けあり、其内百參拾圓を静岡の其本店に附替を爲し、以て其借越を返済するにあり、又同行豊橋支店に現在預け殘なきも、既に同支店に向け代金取立手形を仕向けあるか、又は同支店と自行（東京所在の銀行と）とは平常取引多くして近く爲替の出合（ア）あらん事を見越して附替を爲すこともあり、此場合には自行より静岡商

相手銀行
より對し
其本店の
借越を以
てする附
替

業銀行と豊橋同支店とへ附替ふる旨を報告するものにして、其報告書々式を掲ぐれば、

株式会社 静岡商業銀行御中 大正 年 月 日					
諸勘定報告書					
種類	番號	摘要	起算日	借方	貸方
當方口		豊橋御支店より附替	10 1	1,000	

株式会社 静岡商業銀行豊橋支店御中 大正 年 月 日					
諸勘定報告書					
種類	番號	摘要	起算日	借方	貸方
當方口		静岡御本店へ附替	10 1		130,00

自行に於ける振替は十月一日に附替を起すことせば振替傳票の作成は次の如し

振替傳票	
(借方)	(貸方)
静岡商業銀行豊橋支店 預130,00	静岡商業銀行 預130,00
預ケ(仕向口) 起算日 10/1	借越(仕向口) 起算日 10/1
静岡御本店へ附替 (註 即ち預け金の取替なり)	豊橋御支店より附替 (註 即ち借越りたるもの取替なり)

借越返金の附替は附替の豫約に過ぎずして、此報告の先方に到達し、相手銀行が附替の上始めて實際の勘定となるが故に、相手銀行にて附替を爲したる日を以て起算日と爲すは正當なれども、普通は自行が附替を起したる日を以て起算日と爲し、相手銀行之に承認を與ふるを慣例とせり、即ち相手銀行にては實際十月四日に附替たりとするも、自行の附替を起したる十月一日を以て起算日とするものなり。

静岡商業銀行豊橋支店に於ては、上記附替報告を承諾し次の振替を行ひ、自行へは其答報を、又静岡の同本店へは附替済の報告を發するものとす、其傳票は

振替傳票	
(借方)	(貸方)
静岡御本店 預130,00	(自行名) 預130,00
(自行名)より附替	預り(彼仕向口) 起算日 10/1
	静岡御本店へ附替 (註 即ち預りを返金するものなり)

静岡商業銀行に於ては既に自行より豊橋支店と附替の豫報(凡て借越の返金に於ての報告は附替豫約の報)ありたるも、未だ豊橋支店との貸借關係明瞭ならず、故に告なれば之を豫報と稱す)ありたるも、未だ豊橋支店との貸借關係明瞭ならず、故に豊橋支店よりの附替報告に接して初めて其振替を爲すものにして、其傳票は、

(借 方)	振替 傳 票	(貸 方)
(自行名)	豊橋支店	豊橋支店
貸越(被仕向口) 起算日 10/1	(自行名)へ附替	¥130,00
豊橋支店より附替		
(註 即ち貸越の返金を受けたるもの)		

口、相手銀行への貸越に對し其本支店よりの借越を以てする附替

豫て自行は金城商業銀行(名古屋)に四百參拾八圓の貸越(被仕向口)あり、然るに金城商業銀行岐阜支店より四百圓の借越(仕向)ある場合に、此借越を名古屋の本店に附替へ、即ち岐阜支店よりの借越を名古屋の本店よりの借越に改め、更らに貸越借越の雙方附替を爲すにあり、岐阜支店よりの借越を名古屋の本店に附替ふる自行の振替傳票は

(借 方)	振 替 傳 票	(貸 方)
金城商業銀行	金城商業銀行岐阜支店	金城商業銀行
借越 起算日 10/1	借越 起算日 10/1	¥400,00
岐阜支店附替	御本店附替	
(註 附替に依り新たに借越をせるもの)	(註 即ち借越ありたるもの、返金なり)	

相手に銀行の貸越に對し其本支店よりの借越を以てする附替

更らに之に對し双方附替を行ふものにして其振替傳票は(本節三雙方附替参照)

(借 方)	振 替 傳 票	(貸 方)
金城商業銀行	金城商業銀行	金城商業銀行
貸越(被仕向口)	借越(仕向口)	¥400,00
(註 貸越の返金を受けたるもの)	双方附替 起算日 10/1	(註 上記附替に依りて新たに借越せるものを返金するなり)

右の如き方法を以てする順序なれども、今(甲)の借方なる金城商業銀行と(乙)の貸方なる金城商業銀行とを互に抹消せば、結局次の(丙)の附替となるべし。

(借 方)	振 替 傳 票	(貸 方)
金城商業銀行	金城商業銀行岐阜支店	金城商業銀行
貸越 起算日 10/1	借越 起算日 10/1	¥400,00
岐阜支店より附替	御本店へ附替	

故に斯る場合には(甲)(乙)の附替整理方法を執らずに初めより(丙)の附替を爲すことあり、但し之を爲すには豫め相手銀行と右の方法を探るべく約束を爲し置かざるべからず、如何となれば爲替尻の操縦は各行互に其仕向口に於てのみ、自行任意に之を行ひ

得べしと雖も、貸越及び預り勘定たる被仕向口は自行任意に手を附くること能はず、相手銀行に一應其承認を求むべき慣例にして、尙ほ爲替尻利息に關係するものあるが爲めなり、斯る場合は金城商業銀行及び同岐阜支店へ報告すべきは勿論にして、起算日は自行より附替を起したる當日を以てするものとす。

金城商業銀行に於て右附替報告に接したる時は次の振替手續を爲し、自行に對して答報を、又岐阜支店に對して附替濟の報告を爲さるべからず、金城商業銀行に於ける傳票は

振替傳票	
(借方) 岐阜支店 至400,00	(貸方) (自行名) 至400,00
(自行名)より附替	借越起算日 10/1
	岐阜支店へ附替

金城商業銀行岐阜支店に於ては、既に自行より名古屋の本店と附替の豫報ありたるも、未だ本店より其報告なければ其儘豫報を保存し置き、彌々名古屋の本店より附替の報告に接したるとき其振替を爲すものにて其傳票は

振替傳票	
(借方) (自行名) 至400,00	(貸方) 本店 至400,00
貸越起算日 10/1	(自行名附替)
名古屋本店附替	

ハ、相手銀行よりの借越を自行支店へ附替

岡山銀行より六百圓の借越あり、之を自行高松支店へ附替ふること、せば、高松支店と岡山銀行とは平常取引頻繁にして、常に爲替の出合良く、同支店を通じて附替ふる時は岡山銀行との決済は都合よき場合なり、如斯は豫め岡山銀行との間に、高松支店と附替すべきことの協議を遂げ置くものにて、然らざれば附替の圓滑を期し難し、附替報告は前例と同様なり其傳票は

振替傳票	
(借方) 高松支店 至600,00	(貸方) 岡山銀行 至600,00
岡山銀行附替	借越起算日 10/1
	高松銀行附替

二、甲乙兩他店間の附替

甲乙兩他店間の附替

相手銀行よりの借越を自行支店へ附替

自行は鹿兒島銀行及び長崎銀行の兩行に取引あり、又鹿兒島銀行と長崎銀行とも取引約定あるときは、自行は鹿兒島長崎兩行と豫め協議を遂げ置き、自行が孰れか其一方に對する貸借を他の一方に附替ふる事を得、例へば鹿兒島銀行と自行とは、平常取引多くして爲替の出合良く、然るに長崎銀行と自行とは左程取引無く、從て片爲替となる場合多し、斯る時に長崎銀行に對する貸借を鹿兒島銀行に附替へて、鹿兒島銀行よりの貸借に移す方法なり。

今長崎銀行宛に送金爲替參百圓を取組み居たる所、本日支拂濟の通知に接したり、此場合長崎銀行よりの借越を鹿兒島銀行に附替ふるにあり、又自行は鹿兒島銀行に七百五拾圓の預けありとせんか、右參百圓を附替ふるときは、長崎銀行よりの借越を返済すると同時に、鹿兒島銀行よりは其預ケ金の取戻を爲したる結果となる、附替報告は前例同様兩行に發し、自行に於ける附替は

振 替 傳 票	
(借 方) 鹿兒島銀行 至 300,00 預ケ 起算日 10/1 長崎銀行より附替	(貸 方) 長崎銀行 至 300,00 借越 起算日 10/1 鹿兒島銀行へ附替

振 込

借越に對する現金の振込

二、振込 とは他支店間に於ける爲替尻貸借に對し現金又は手形にて振込決済する事にして之を反面より戻入とも稱す。

イ、借越に對する現金の振込

a. 自行は第一銀行廣島支店より五百參拾圓の借越あり、此借越を第一銀行東京本店へ現金にて振込返金するが如し、起算日は振込日を以てし其傳票は

仕 拂 傳 票	
第一銀行廣島支店 至 530,00 借越 起算日 10/1 東京本店へ振込	

店に振込むべき旨を申送るものなり、大阪支店に於ける傳票は

仕 拂 傳 票	
本 店 至 450,00 本店の依頼に依り神戸實業銀行大阪支店へ振込	

大阪支店より右振込濟の通知が達したる時は、自行の傳票は

振替 傳票	
(借 方) 大阪支店 至 450,00 神戸實業銀行爲替尻へ振込	(貸 方) 神戸實業銀行 至 450,00 借越起算日(大阪支店にて振込たる日) 大阪支店より戻入

c. 前例と反對に先方銀行より、自行本支店に貸越(被口仕)の返金を受けることあり例へば大阪の近江銀行に貸越八百七拾圓あり此貸越を自行大阪支店に現金にて戻入れらるゝが如し、大阪支店より此旨通知に接したる時に自行の傳票は

振替 傳票	
(借 方) 近江銀行 至 870,00 貸越起算日(大阪支店に戻入せられたる日) 大阪支店へ振込	(貸 方) 大阪支店 至 870,00 近江銀行爲替尻へ戻入

ロ、借越に對する手形の振込

a. 例へば自行は馬關商業銀行より四百八拾圓の借越(仕向)あり、然るに山口町の山口商業銀行へ六百圓の預け(口仕)ある場合に、山口商業銀行宛四百八拾圓の送金爲替手形を作成し、之を馬關商業銀行に送附し、之を以て同行よりの借越返金に充

借越に對する手形の振込

つるが如し、起算日は山口商業銀行に於て支拂はれたる日を以てすべきものなれば、起算日未定として置き、後日山口商業銀行より支拂濟の通知に接したる時他店元帳に起算日を記入するものなり其傳票は

振替 傳票	
(借 方) 山口商業銀行 至 480,00 預ケ 起算日未定 送手 號	(貸 方) 馬關商業銀行 至 480,00 借越 起算日未定 山口商業銀行渡手形にて戻入

b. 反之先方銀行より他行宛送金爲替手形を以て自行本支店の貸越(被口仕)に對する返金を受くる事あり、此場合に當地所在銀行渡りの手形ならば、當日被仕向銀行名の入金傳票を作成し、手形と共に收納係に交附して取立つるものにして、若し其支拂銀行が交換組合銀行なるときは交換所を経て決済を爲し、當日の起算日にて記帳す、然るに又他所にある銀行渡りの手形を以て入金せらるゝことあり、此場合は手形を更らに取立の爲め代金取立手形の取扱ひを爲し、其取立依頼先よりの入金濟報告を得て振替を爲すものにて、起算日は取立先入金の日を以てするなり。
例へば三池銀行に六百五拾五圓の貸越あり本日加島銀行東京支店渡り送金小

切手にて戻入を受け現金にて取立てたり其傳票は

入金傳票	票
三池銀行	〒 655,00
貸越	起算日本日
加島銀行東京支店渡り手形にて戻入	

又松江商工銀行に参百六拾圓の貸越あり
 此戻入として、名古屋の三井銀行支店渡り送
 金小切手を送附せられたり、該小切手は直ち
 に自行取引先たる名古屋銀行に取立の爲め
 送附す起算日は名古屋銀行にて取立てたる日を以てするものにて、此旨通知あり
 たるとき、他店元帳に起算日を記入するものとす其傳票は

振替傳票	
松江商工銀行 (借方)	〒 360,00
貸越起算日(未定)	
三井銀行名古屋支店渡り小切手にて戻入	
名古屋銀行 (貸方)	
預け起算日(未定)	〒 360,00
代手 號	

双方附替

三、双方附替 とは一取引先に對する仕向口、被仕向口勘定に於ける債權債務
 の相殺を行ひ、以て各殘高の膨脹を防止すると同時に、相互に利子計算の手續を省
 かんとする整理方法なり、雙方附替の普通に行はるるものは預け(仕向)と預り(被仕
 又は借越(仕向)と貸越(被仕)とに於て雙方貸借殘高を相殺するものにして、之を自行

より起すことあり、又相手銀行より起し來る事あり、或は時に雙方附替を自行に於
 て起したるを知らずして、同時に先方銀行よりも起し來る場合ありて、往々附替の
 起算日に衝突する事あるを免れず、斯る時には互に妥協して其起算日を孰れかの
 一方に決定せざるべからず、而して雙方附替には必ず振替傳票を作成すべきもの
 なり。

甲銀行の仕向口に預け五百圓あり、又同行被仕向口に預り六百圓ある場合の雙
 方附替は

振替傳票	
甲銀行 (借方)	〒 500,00
預け	
雙方起算日	
甲銀行 (貸方)	
預り	〒 500,00

乙銀行の仕向口に借越八百圓あり又同行被仕向口に貸越千圓ある場合の雙方
 附替は

振替 傳 票	
(借) 方 乙 銀行 至 800,00 貸 越	(貸) 方 乙 銀行 800,00 借 越
起算日 附替	

第十六章 例題

本章例題は第十三章例題の繼續にして、本支店取引には利息を計算せず、假勘定を起さず又當方口先方口の區別を爲さざるものとす。

九月一日

1. 株金第二回拂込として壹株に付金拾圓合計貳拾萬圓の拂込を徴收す。
2. 現金拾七萬圓を日本銀行に預け金を爲せり。
3. 大阪市東區北濱に支店を設置し、營業資金として金八萬圓を日本銀行送金手形にて送付し、右爲替金は同本店預け金より支拂ふ。
4. 高松市内 町に高松支店を設置し、營業資金として金參萬圓を日本銀行廣島支

- 店渡送金手形にて送付し、右爲替金は同本店預け金より支拂ふ。
5. 福岡市橋口町に福岡支店を設置し、營業資金として金四萬圓を日本銀行西部支店渡送金手形にて送付し、右爲替金は同本店預け金より支拂ふ。
6. 去る七月一日割引せる高野徳左衛門振出約束手形金壹萬七千圓也本日期日に付左の通り入金せり。

一金五千八百圓也 現金

一金壹萬圓也 當行宛同人振出小切手二十號

一金千貳百圓也 大阪支店振出送金小切手十八號

7. 去る七月一日割引せる近藤春雄振出約束手形金八千圓也本日期日に付左の通り入金せり。

一金四千參百六拾貳圓也 當行宛同人振出小切手

一金參千貳百圓也 第百銀行宛鎌井久琢振出小切手

一金四百參拾八圓也 (金城商業銀行振出當行宛送金手形第拾號即日右支拂濟の通知を發せり)

8. 阪本久治の依頼にて金城商業銀行岐阜支店へ送金爲替を取組む、番號三號金額四百圓也現金にて受入る。

9. 榎本越三より甲號五分利公債額面貳萬圓(時價九拾圓)を借入れたり、借入料日歩貳厘の約束なり。
- 10 ビル・ブローカー、櫻木商會の依頼に依り甲號五分公債額面參萬五千圓(時價九拾圓)を貸付けたり、貸付料日歩參厘の約束なり。
- 11 川合伴太の依頼により静岡商業銀行へ金百參拾圓也送金爲替第五號を取組む、金額は加賀友八振出當行宛小切手を受入る。
- 12 石渡英造の依頼に依り左の爲替手形を代金取立の爲め、静岡銀行豊橋支店へ發送す番號十三號。
- 13 金參百圓也、振宛人豊橋市窪田市介期日九月九日。
- 14 犬飼嗣郎の依頼にて岡山銀行へ金六百圓也送金爲替を取組む番號九號金額は中井銀行渡當座小切手にて受入る。
- 15 玉井清松の依頼にて長崎銀行へ金參百圓の送金爲替を取組む番號七號現金にて受入る。
- 16 關野泰造の依頼に依り次の約束手形を代金取立の爲め鹿兒島銀行へ發送す番號廿號。

- 17 金七百五拾圓也、振出人鹿兒島市天橋幸憲、振宛人石阪富期日九月廿八日。
- 18 大阪支店より福岡支店へ向け送金爲替金七百六拾圓也取組みたる通知に接せり。
- 19 神野愛二の依頼に應じ左の爲替手形を割引爲し手取金の内五百參拾圓は廣島第一銀行支店渡送金爲替を取組み殘金は預金手形第八號にて交付せり。
一、手形金壹千六拾七圓也、振出人波多野爲一、自己受取、振宛人河原武平(支拂引受濟)第一次裏書人波多野爲一、第二次裏書人酒井久七、第三次裏書人神野愛二、振出月日八月廿五日、手形期日拾月壹日、割引日歩壹錢九厘。
- 20 榊忠禎の依頼に依り爲替手形金貳百七拾五圓也を代金取立の爲め、神戸實業銀行に送付中の處期日に取立濟の報知に接したるにつき此旨榊忠禎に通知し取立金は一時別段預金とせり。
- 21 大阪支店振出送金爲替第三號金貳百八拾圓也持參人員塚周造へ現金にて支拂ふ。
- 22 鎌田太郎の依頼に依り爲替手形金參百拾六圓也を代金取立の爲め大阪支店に送付中の處期日に取立濟の報知に接したるにつき此旨鎌田太郎に通知し取立

金は一時別段預金とせり。

21 高橋友助の依頼にて金七百貳拾五圓也神戸實業銀行宛送金爲替を取組む代金は同氏振出當座小切手にて受入る。

22 秋岡潔の依頼により大阪支店へ送金爲替を取組む、金額四百圓也現金にて受入る。

23 去月廿參日大阪近江銀行より取立委任を受け居る荷付爲替手形金百參拾圓也名宛人鎌田佐與治より現金にて受入る取立済の旨近江銀行に通知せり。

24 神谷宅松の依頼により高松支店へ送金爲替を取組む、金額百五拾圓也現金にて受入る。

25 酒井龜三郎より左記爲替手形の取立依頼を受け本日福岡支店に向け發送せり。
一、手形金六百五拾五圓也、附帶貨物雜貨五捆大阪商船株式會社船荷證券壹通、手形期日九月貳拾八日、名宛人福岡市川瀬萬平。

26 大阪近江銀行よりの電信送金爲替金壹千圓也、受取人高橋友助、直ちに同人當座貸越金中へ振替入金せり。

27 清浦仁左衛門の依頼に應じ左の荷付爲替手形を割引し手取金に對し預金手形

を發行す。

一、手形金六百圓也、附帶貨物吳服類壹捆價格六百五拾圓貨物引換證壹通、手形日付九月壹日、手形期日九月貳拾五日、名宛人山口町上野正助、割引日步貳錢貳厘。

28 酒井恭之助の依頼にて馬關商業銀行宛送金爲替を取組む、金額四百八拾圓也現金にて受入る。

29 高松支店より福岡支店へ向け送金爲替金貳百拾參圓也取組みたる通知に接せり。

30 福岡支店より大阪支店へ向け送金爲替金五拾七圓也取組みたる通知に接せり。

31 三池銀行振出當行宛送金爲替手形金六百五拾五圓也持參人勝部國彦へ現金にて拂渡す。

32 松江商工銀行振出當行宛送金小切手金參百六拾圓也持參人町田久四郎へ現金にて拂渡す。

33 京都銀行より取立委任を受け居る荷付爲替手形金貳千五百圓也本日期日につき名宛人本田善作より左の通り受入る取立済の旨京都銀行に通知せり。

一、現金千五百圓也。

一、加賀友八振出當行當座小切手金千圓也。
 34 奈良商業銀行より取立委任を受け居る約束手形金千九百圓也支拂人増門逸朗より第一銀行東京本店宛當座小切手にて受入る、取立濟の旨奈良商業銀行に通知せり。

35 ビル・ブローカー稲庭商會へ一週間コールにて金參萬圓を現金にて貸付たり、此擔保品として日本郵船會社親株參百株を受取る。

36 得意先稻庭福松の依頼に應じ其振出に係る爲替手形金貳萬圓を極度として仕拂引受を爲すべき契約を締結せり此擔保として同氏所有市街宅地五百坪及家屋壹棟を根抵當に書入登記濟、引受手数料日歩五厘。

同日 同氏振出當行宛爲替手形第五號金千八百圓也を仕拂引受を爲したり、受取人馬場長之助手形期日拾月壹日。

37 長井修三振出當行宛爲替手形第拾五號金五千五百圓也を仕拂引受を爲したり、受取人駒方勝也手形期日拾月壹日。

38 加賀友八振出當行宛爲替手形第拾八號金千六百五拾圓也を仕拂引受を爲したり、受取人齋藤慎一郎手形期日拾月壹日。

39 長谷川實の依頼に依り横濱正金銀行横濱本店に對し金壹萬貳千八百圓也の外國爲替手形期日前貨物保管預り保證を爲せり期日拾月壹日
 40 今川合名會社の依頼に應じ左の替替手形を割引替し、手取金は同人當座預金に振替ふ。

一、手形金參千百七拾五圓八拾錢(拒絕證書作成免除)、振出人龜岡市之助、名宛人名古屋市三神英作、振出月日八月廿八日、手形期日拾月拾日、割引日歩貳錢壹厘。

41 現金貳萬五千圓を日本銀行本店に預ケ金を爲せり。

42 石橋重謙より特別當座預金として現金百五拾圓を受入る。

43 塚本一平より定期預金として住友銀行當座小切手金參千五百圓を受入る期限六ヶ月。

44 徳野俊三振出當座小切手金貳百拾五圓を現金にて支拂ふ。
 45 本日の交換所の計算次の通り。

持出したる手形

- 一、第百銀行宛當座小切手 金參千貳百圓也
- 二、中井銀行宛當座小切手 金六百圓也

- 一、第一銀行宛當座小切手 金壹千九百圓也
- 一、三井銀行宛當座小切手 金參千五百圓也

受入れたる手形

- 一、今川合名會社振出當行宛當座小切手 金壹千百四拾圓也
- 一、高松支店振出本店宛送金小切手 金五拾五圓也
- 一、高橋友助振出當行宛當座小切手 金七百參拾五圓也
- 一、綾瀬長九郎振出當行宛當座小切手 金八拾四圓五拾錢也
- 一、出雲屋合資會社振出當行宛當座小切手 金七百拾八圓也
- 一、阪野勇吉振出當行宛當座小切手 金千貳百六拾五圓也
- 一、阪本藤十郎振出當行宛當座小切手 金九百參拾八圓也

46 本日交換尻勝殘四千貳百六拾四圓五拾錢を日本銀行預け金とせり。

十月一日

1. 豊橋静岡商業銀行支店より、去る九月一日取立委任の爲め送附せる石渡英造依頼爲替手形金參百圓也、九月廿八日取立済の通報に接したるにつき、同人に其旨を通知し取立金は一時別段預金とせり。

2. 静岡商業銀行よりの借越金百參拾圓を、同行豊橋支店預け金參百圓中より附替を行ふ。

3. 福岡支店より、大阪支店振出送金小切手金七百六拾圓也支拂済みの通報に接せり。

4. 酒井龜三郎の依頼に依り、爲替手形金六百五拾五圓也を取立の爲め福岡支店に送付中の處、九月廿八日取立済の報知に接したるにつき、此旨酒井龜三郎に通知し、取立金は一時別段預金とせり。

5. 福岡支店より、高松支店振出送金小切手金貳百拾參圓也支拂済の通報に接せり。

6. 大阪支店より、福岡支店振出送金小切手金五拾七圓也支拂済の通報に接せり。

7. 高松支店より本店振出送金小切手金百五拾圓也支拂済の通報に接せり。

8. 金城商業銀行岐阜支店よりの借越金四百圓を同行本店に附替へ、其上金城商業銀行に對する仕向口と被仕向口の双方附替を行ふ。

9. 岡山銀行よりの借越金六百圓を、當行高松支店に附替を行ふ。

10 福岡支店振出送金小切手金貳拾五圓也持參人富樫健次に現金にて支拂ふ。

11 高松支店より取立委任を受け居る、期限九月廿五日の爲替手形金貳百參拾圓也

及延滞利息六拾九錢を、名宛人稻部徳一郎より現金にて受入る、此旨高松支店に通知せり。

12 鹿兒島銀行より取立委任を受け居る、爲替手形金四百圓也本日期日につき、名宛人加賀喜代巳より現金にて受入る、此旨鹿兒島銀行に通報を發せり。

13 大阪支店より、九月廿九日梅野久次當座勘定へ大阪才野太一郎より金貳百五拾八圓也の振替ありたる旨通報に接したるにつき、此旨梅野久次に通知せり。

14 長崎銀行よりの借越金參百圓を、鹿兒島銀行に附替を行ふ。

15 關野泰三の依頼に依り約束手形金七百五拾圓也を取立の爲め鹿兒島銀行に送附中の處九月廿八日取立濟の報知に接したるにつき、此旨關野泰三に通知し、取立金は一時別段預金とせり。

16 神野愛二割引手形金千六拾七圓也本日期日により、三井銀行渡送金小切手金七百五拾圓(三井銀行下關支店振出)、村井銀行神田支店當座小切手金參百圓也及現金にて受入る。

17 九月一日發行神野愛二宛預金手形第八號金五百參拾圓七拾貳錢及利息金壹圓五拾錢日歩特別當座並を現金にて拂渡す。

18 廣島第一銀行支店よりの借越金五百參拾圓を、東京同本店に現金にて振込返濟す。

19 岩間作兵衛へ特別當座預金六拾八圓を拂渡す。

20 大阪支店振出送金小切手金八百參拾五圓を持參人矢代久琢に現金にて拂渡す。

21 柳忠禎へ別段預金(代手取立金の時預りのもの)貳百七拾五圓を現金にて拂渡す。

22 神戸實業銀行よりの借越金四百五拾圓に對し、當行大阪支店より、神戸實業銀行大阪支店に現金にて振込返金すべき旨申送りたる處、大阪支店より振込濟の通報に接せり。

23 三上銀行への貸越金八百七拾圓也、同行より當行大阪支店に現金にて振込戻入ありたる旨、大阪支店より通報に接せり。

24 山口實業銀行より、荷付爲替手形金六百圓也(九月一日例題27の分)、九月廿五日取立濟の旨通報に接せり。

25 馬關商業銀行よりの借越金四百八拾圓也に對し、山口實業銀行渡り當行振出送金爲替手形を、馬關商業銀行に送付す。

26 三池銀行へ貸越金六百五拾五圓也に對し、同行より加島銀行東京支店渡り送金

爲替手形を送り來り、其戻入を受けたり。

27 松江商工銀行へ貸越金參百六拾圓也に對し、同行より三井銀行名古屋支店渡り送金爲替手形を送り來り、其戻入を受けたり、該送金爲替手形取立の爲め本日直ちに取引先名古屋銀行に送付せり。

28 京都銀行よりの預り金二千五百圓也の返金方法につき、同行に照會を爲したる處先方より其内貳千圓を大阪百三十銀行に振込方の依頼を受けたるにつき、當行は大阪支店に對し百三十銀行に振込方を申送りたり。

29 奈良商業銀行よりの預り金千九百圓也を、第六拾五銀行東京支店へ振込方同行より依頼につき、現金にて振込みたり、此旨奈良商業銀行に通知を發せり。

30 九月一日仕拂引受を爲せる稻庭福松振出爲替手形金千八百圓也及引受手数料金貳圓七拾錢を同氏より現金にて取立てたり。

31 右引受爲替手形金千八百圓也を所持人日本興産銀行に現金にて拂渡す。

32 九月一日仕拂引受を爲せる長井修三振出爲替手形金五千五百圓也及引受手数料金七圓九拾七錢を同氏より現金にて取立てたり。(本例題は九月三十日に於て立金は別段預金にて受入れ置くものとす、九月三十日の例題を設けざる爲め便宜本日に入す)
(取扱はるべきものとして、取

33 右引受爲替手形金五千五百圓也を所持人大久保鐵二に現金にて拂渡す。

34 九月一日仕拂引受を爲せる加賀友八振出爲替手形に對する引受手数料金壹圓九拾八錢を同氏振出當座小切手にて受入れたり。

35 長谷川實より横濱正金銀行支店に對する、金壹萬貳千八百圓也保管保證の保證取消方依頼あり、保證料金拾六圓を現金にて受入れたり、

36 九月一日板本越三より借入れ居る甲號五分利公債證書額面貳萬圓を返戻す、借入料金拾貳圓を現金にて支拂ふ。

37 九月一日ビル・ブローカー櫻木商會に貸付けたる甲號五分利公債證書額面參萬五千圓の返戻を受け、貸付料金參拾壹圓五拾錢を現金にて受入れたり。

38 九月一日割引せる依頼人今川合名會社名宛人名古屋市三神英作爲替手形金參千百七拾五圓八拾錢取立委任の爲め名古屋銀行に送付す。

39 鹿兒島銀行よりの預り金四百圓を、同行への預けと雙方附替を爲す。

40 本日の交換所の計算次の通り。

持出したる手形

一、三井銀行宛送金小切手

金七百五拾圓也

- 一、村井銀行宛當座小切手 金參百圓也
 - 一、加島銀行東京支店宛送金手形 金六百五拾五圓也
- 受入れたる手形

- 一、九月一日仕拂引受を爲せ
る加賀友八振出爲替手形 金壹千六百五拾圓也
- 一、近藤春雄振出當座小切手 金七百貳拾五圓也
- 一、高野徳左衛門振出當座小切手 金四百貳拾九圓也
- 一、梅野久次振出當座小切手 金八拾六圓五拾錢也
- 一、高橋友助振出當座小切手 金貳百拾參圓也

41 本日交換尻負殘壹千參百九拾八圓五拾錢を日本銀行預け金より支拂ふ。

第十七章 諸利息の計算

第一節 定期預金利息

- 一、定期預金利息の算出方 定期預金利率は年何分何厘と定め、其算出方は各

定期預金
利息の算
出方

行必ずしも一定せざるも、利息を附する元金單位となし、其れに利率を乗じ算出する支拂利息金額は錢位に留むる所多し。

例、預入金額千五百參拾八圓五拾五錢、利率年五分參厘。

$$1,538.5 \times 0.053 = 81.514$$

此の厘位は切棄となる。

期限前後
の利息計
算

二、期限前又は期限後に元金拂戻す場合の利息計算方 定期預金を期限前又は期限後に元金を拂戻す場合の利息計算は、若し期限前ときは年利歩合に依らずして、預入當日より拂戻の前日迄の日數に對し特別當座預金並に歩合を以てし、若し又期限後なるときは期限満了の分は年利を以て計算し、更らに期限後の翌日より拂戻す當日迄の日數に對する特別當座預金並の利息を以て之に加算して拂戻すは普通に行はるゝ處なり。

第二節 當座預金利息

一、利息計算すべき元金額の制限 利息を附すべき元金額の單位は、各地同一ならずして、或は百圓以上となし、或は五百圓以上と制限を附す、こは各地組合銀行の協定に依るものなるも、現今東京大阪其他の都會銀行中には、其額五百圓以上と

利息計算
すべき元
金額の制
限

爲し、而かも百圓位以下には利息を計算せず、即ち五百圓六百圓七百圓と百圓位を單位とせり。

二、利率 は預金中最低のものにして、百圓につき日歩何厘と定め、近年四厘乃至八厘の間を上下しありて、其都度金融の繁閑に依り定まるものとす。

三、利息計算期 は毎年兩度にして六月十二月に行ふあり、又五月と十一月(日は區々なり)とを以てする銀行もあり、斯く利息計算を決算期の前月と爲せるは六月十二月の兩月は決算に關し一時に事務蟄集するの繁忙と其混雜を避けんが爲めの便宜に出でたるものなり。

四、利息計算の標準となる元金殘高 に種々あり、其普通なる三四のものを擧げんに

- イ、 毎日の最終殘高に對して利息を附するもの、
- ロ、 毎日の最少殘高に對して利息を附するもの、
- ハ、 毎一日間の殘高の平均に對して利息を附するもの、
- ニ、 毎日の一定の最少殘高以下又は最高殘高以上には利息を附せざるもの、
- ホ、 取引を午前午後に分ち、午前午後最終殘高を比較し其少き方に利息を附するもの、

利率
利息計算期

利息計算の標準となる元金殘高

するもの、
この内(ロ)の毎日の最少殘高に對して利息を附するものを採用しつゝある所多し、而して利息計算の上は預金者に通知を爲し其承認を求むるものとす。

當座預金利息計算例

(職業住所) (人名)

注意 例へば七月一日の最終殘高は翌二日の最初の時高なれば殘高比較の時(ロ)に依り、七月一日の最終殘高に對して利息を附するものとす。

大正	摘要	借方	貸方	借或貸	差引殘高	積日數	積金額	説明
1	預入		600.00	300.00	1,058.50	1	1,000	一日の殘高として利息を附すべしもの
2	預出	600.00			758.50	1	700	二日の殘高として利息を附すべしもの
3	預入		800.00		1,558.50	2	3,000	三日の殘高として利息を附すべしもの
4	預出	250.00			1,308.50	1	1,300	四日の殘高として利息を附すべしもの
5	預入		100.00		1,408.0	2	2,800	五日の殘高として利息を附すべしもの
6	預出	1,000.00			408.50	3	0	六日の殘高として利息を附すべしもの
7	預入		150.00		558.50	1	500	七日の殘高として利息を附すべしもの
8	預出	1,000.00			1,558.50	2		八日の殘高として利息を附すべしもの
9	預入		1,000.00		1,558.50	3		九日の殘高として利息を附すべしもの
10	預出	200.00			1,358.50	14	3,900	十日の殘高として利息を附すべしもの
11	預入					14		十一日の殘高として利息を附すべしもの
12	預出					14		十二日の殘高として利息を附すべしもの
13	預入					14		十三日の殘高として利息を附すべしもの
14	預出					14		十四日の殘高として利息を附すべしもの
15	預入					14		十五日の殘高として利息を附すべしもの

第三節 特別當座預金利息

利息計算すべき元金額制限

一、利息を計算すべき元金額の制限を附するは、多くの銀行に於て採用しつゝある所にして、往時の如き残高五圓より利息を計算するは甚だ稀なり、現今は其額を高め五拾圓以上と爲し、而かも拾圓位を以て單位即ち五拾圓六拾圓七拾圓と爲して、拾圓以下には利息を計算せざるものとす、又日数の計算には兩様の方法あり。

イ、預り當日より引出の前日まで利息を附するもの

ロ、預りの翌日より引出當日まで利息を附するものとあり此内イの日数計算に依る所多し。

利率及び利息計算期

二、利率及び利息計算期 利率は百圓につき日歩何錢何厘と定め、定期預金よりは安く當座預金よりは高きものにて、假りに定期預金利率日歩計算にて壹錢參厘位に當座預金七厘位なるときは、特別當座預金は壹錢内外なる中位にあるを普通とせり。

利息計算期は當座預金同様に五月十一月の兩度に行ふ處多し。

利息額算出方

三、利息額の算出方 は残高に日数を乘じ積數を出し、其れを百にて除したる商に日歩を乘じて算出するを便利とす、之を箇々の積數に對し利息を算出するものと、又は積數を合計なし、其れに日歩を乘ずるもの、二方法あるも、事務上の便宜にて孰れを採るも可なり。

$$\text{利息額} = \text{積數} \times \frac{\text{日歩}}{100}$$

帳簿繰越

四、利息計算後の帳簿の締切及び繰越 利息計算期には帳簿を締切るものにして其方法は次の元帳難形にて示したる如く、其残高を借方に朱記し借方貸方を平均せしめ、次行に其翌日附にて繰越記入を行ひ、又算出されたる利息は左記振替傳票を作り元帳貸方に記入するものとす。

振替傳票	
(借方)	(貸方)
特別當座預金	利息
人名	何牛期特別當座預金利息
至 81	至 81

特別當座預金元帳

(日歩實踐と假定す)

通帳番號	職業	住所	人名							
大正	要	摘	借	貸	方	方	差引残高	日數	積數	利息
1	預	入		238.20		238.20	2	460.00	0.46	
2	引	出	100.00	150.00		288.20	1	280.00	0.28	
3	引	入			53.00	288.20	1	340.00	0.34	
4	引	出	20.80			341.20	1	960.00	0.96	
5	引	入			630.00	320.40	3	1,900.00	1.90	
6	引	出			10.50	950.40	2	2,880.00	2.88	
7	引	入				960.90	3	1,320.00	1.32	
8	引	出				667.90	2			
9	引	入	293.00		170.00	837.90	2			
10	引	出					14	8,140.00	8.14	
11	引	入			413.80					
12	引	出			837.90					
13	引	入			1,251.70					
14	引	出			837.90					
15	引	入			1,251.70					
前期より繰越	利息			837.90		837.90				
後期へ繰越					837.90	838.71				

第四節 當座貸越利息

利息計算の標準元金額

利率及び計算期

帳簿繰越

一、利息計算の標準元金額 利息計算の元金額は當日残高中の最高に計算し、残高圓位より而かも貸越當日より返金當日迄の日數分の利息を徴收するものに、當座預金利息計算とは正反對なり。

二、利率及び利息計算期 利率は百圓につき日歩何錢何厘と定め割引手形の割引日歩より高さを普通とせり。

利息計算期は當座預金利息計算と同時に之を行ひ、利息計算の上は貸越先に通知を發し其承認を得るものとす。

三、利息計算後の帳簿の締切及び其繰越 利息計算後は當座及び特別當座の場合と略同じくして、受取利息(貸越に對する利息)と支拂利息(預金に對する利息)との差額に對し、小切手を振出さしめ次の振替傳票を作りて記帳す。

振替傳票	
(借) 利息	(貸) 利息
5.12	20
當座貸越	當座貸越
4.92	

貸越程度壹萬圓
自 年 月 日
至 年 月 日

大正 年	摘要	小切手 日附	小切手 番號	借方		貸方		差引 借方	貸方 高	日數	積		利息 歩合	利		借方 貸方	借方 貸方	算日
				借	貸	借	貸				借	貸		借	貸			
1	現金預入	7	1	3,000.00		3,683.20		1,816.80	683.20	1	1,816.00		2%	417				
2	他店小切手預入	1	2	2,500.00		400.50		2,316.80		3	6,948.00		"	1,598		200		
3	現金預入	4	3	500.00		3,000.00		1,916.30		2	2,000.00		2%	980				
4	現金預入	5	4	2,000.00		2,300.00		1,066.30	1,083.70	4	4,264.00		"	2,130				
5	現金預入	5	5	3,550.00		2,316.30		2,316.30		4	9,264.00		"	2,130				
6	現金預入	6	6	276.00		2,592.30		2,592.30		14	92,292.00		"	5,125		200		
7	後期へ繰越					11,976.00	2,592.30											
8	前期より繰越					11,976.00	11,976.00											
9	前期より繰越					2,592.30	2,592.30											
10	前期より繰越					492	492											
11	前期より繰越					2,592.30	2,592.30											
12	前期より繰越					2,597.22	2,597.22											

第五節 爲替尻利息の計算

一、爲替尻利息の計算 は互に其被仕向口に對して行ひ、互に其計算書を送り合ひ、先方銀行より送り來たるものを、自行帳簿の仕向口に其金額及び起算日を、一々照合して、相違なきときは其れに承認を與へ、又自行より送付せる計算書に對しては、先方銀行も同様なる手續を爲し、承認したる時は自行も先方銀行も、附替の振替傳票を作り夫々記帳するなり。

二、利率 は百圓につき日歩何錢何厘と定め、借越貸越は高くして、預け預りは低し、其鞘開きは借越貸越の日歩貳錢四五厘と云ふ時に、預け預りは壹錢内外にある事多く、此開きは時に依り異なるは勿論なるも、取引銀行間の其一方が小銀行にして信用薄弱なるときは、其銀行に對する貸越利息を特に高くすることもありて、小銀行は大銀行に對し爲替取引上にも不利益の地位にあるを免がれざる實狀なり。

三、利息計算すべき元金額の制限 利息計算の金額は現今殘高百圓以上より計算し、其單位も亦百圓位とせる銀行多し、即ち百圓貳百圓參百圓と云ふが如くに

利息計算
元金額の
制限

利息計算

利率

帳簿繰越

して、残高の百圓位以下には利息を計算せざるものとせり。

四、利息計算期及び帳簿の締切 利息計算期は年二回にして五月三十一日と十一月三十日を以てする銀行多し、帳簿の締切日に繰越手續は、當座預金及び同貸越の場合と同様に、六月一日及び十二月一日より次期の記入を始むるものとす。

爲替尻貸借利息勘定表(又ハ帳)

(被仕向(他店)銀行名)

大正 年	期	要	借	方	貸	方	借	或	貸	借	差	引	残	高	日	借		貸		
																積	数	歩	合	積

利息附替
傳票

五、爲替尻利息附替傳票

イ、甲銀行仕向口に於て假りに自行の受取利息(預けに對す)金拾圓八拾參錢、又支拂利息(借越に對す)金貳拾九圓六拾九錢なりとする場合に

振替傳票		振替傳票	
借	方	貸	方
利息	至 10,83	甲	至 10,83
十二月一日より五月卅一日迄の預		(仕向口へ記帳)	
け利息		起算日 6/1	

振替傳票		振替傳票	
借	方	貸	方
甲	至 29,69	利息	至 29,69
(仕向口へ記帳)		十二月一日より五月卅一日迄の借	
起算日 6/1		越利息	

ロ、甲銀行被仕向口に於て假りに自行の受取利息(貸越に對す)金拾八圓五拾七錢、又支拂利息(預けに對す)金貳拾圓拾錢なりとする場合に

振替傳票		振替傳票	
借	方	貸	方
利息	至 18,57	甲	至 18,57
十二月一日より五月卅一日迄の貸		(被仕向口へ記帳)	
越利息		起算日 6/1	

振替傳票		振替傳票	
甲	至 20,10	利息	至 20,10
銀行		十二月一日より五月卅一日迄の預	
(被仕向口へ記帳)		け利息	
起算日 6/1			

第十八章 決算

第一節 決算の意義

銀行條例

第三條 銀行は毎半箇年營業の報告書を製し地方長官を經由して大藏大臣に送付すべし。

第四條 銀行は毎半箇年貸借對照表を製し新聞紙其他の方法を以て之を公告すべし。
銀行條例施行細則

第十四條 銀行の事業年度は毎年一月より六月迄及び七月より十二月迄とす。

右の如く銀行條例及び同施行細則に規定せられ、銀行は必ず年二回營業の報告書を作製して大藏大臣に送付し、且つ之れを公告せざるべからず、されば銀行は此期を以て半期間の取引を精算し、元帳を締切り資産負債を調べ次期に繰越すべきものと然らざるものとを區別して、其期間の營業狀態を明かにすると同時に、損益を計算處分すべき決算期と爲し、一月一日より六月三十日迄を上半期と稱し、七月

一日より十二月三十日迄を下半期と稱するなり。

第二節 決算の準備

銀行の帳簿組織は何時にても資産負債を明瞭にし、損益を計算し得るものなれば、殊更に決算準備の要なきものゝ如きも、未経過割引料及び未拂利息は平常より之を算出せずして、決算月に於て計算するものなれば、從て之れが準備を爲すの要あり。

未経過割引料

一、未経過割引料(既收割引料とも稱す) 手形割引に依る貸出即ち割引手形及び手形貸付の場合に、前取り収納せる割引料の内より、次期計算に屬する分を算出控除し、決算期に於て之を一の負債として繰越すものなり、例へば五月十五日に七月三十日期日の約束手形金壹千圓を日歩貳錢にて割引し、割引料拾五圓四拾錢を収納せるものとすれば、次期計算に屬する割引料即ち七月一日より三十日迄の割引料六圓を未経過割引料として控除し、次期へ繰越すものなり、今假りに未経過割引料を合計せる金額を金參萬五千貳百九拾壹圓六拾七錢と爲し、之れが振替方法は、

振替簿	
(借方)	(貸方)
未経過割引料	割引料
¥ 35,291.67	¥ 35,291.67

未拂利息

二、未拂利息 預金中既に支拂期限の到達せるに不拘、未だ其れが支拂を終らざる爲め、支拂未済なる利息を決算期に於て、一の負債として次期へ繰越すものなり、例へば曩きに六ヶ月期間にて預入れたる定期預金壹萬圓は、六月二十日が支拂期限なるに、何等かの都合にて預け主受取りに來らず、故に銀行は其儘預り居りて上半期決算を爲す場合には、其支拂ふべかりし利息貳百五拾圓を未拂の爲め、之を未拂利息なる負債勘定に組入れ次期に繰越すものとす。

右預金の如き決算日迄に其期限の到達せるものは勿論、例令期限未到達なるも當期分として支拂ふべき全利息を正確に計算し、合算の上之を未拂利息として次期に繰越すは一層可なるものなり、今假りに支拂期限到達せる預金のみに対する未拂利息合計額千八百參拾七圓七拾錢と爲し、之れが振替方法は、

振替簿	
(借方)	(貸方)
未拂利息	利息
¥ 1,837.72	¥ 1,837.72

所有物の評價

附言

未收利息及び既拂割引料(再割引の場合の如き)に關しては施行細則に記載なければ往時の如く之れを資産として計上する能はざるなり。

三、所有物の評價

商法第二十六條第二項

財産目録には動産、不動産債權其他の財産に價格を附して之を記載する事を要す、其價額は財産目録の調製の時に於ける價額を越ゆることを得ず。

資産之部即ち簿記の借方にある財産中、殊に所有物は決算の都度其評價を爲さざるべからざるは法令の命ずる處なり、而して其評價は左記條項の如く其時價を越ゆること能はず、されば所有物に對し價額を附するには時價又は時價以下ならざる可らざるものとす。

イ、營業用土地建物及び什器の評價

營業用土地建物及び什器を毎決算期に於て、嚴格なる價額を附し其評價損益を決定すること頗る困難なる事に屬す、故に是等所有物に對し評價するを避け、買入價額より毎決算期に一定額の原價償却を行ふか、或は買入價額を其儘に据置き、毎決算利益の一部分を割り原價償却積立金を積立て置くべし。

原價償却の場合の振替方法

(借方)	振替	傳票	(貸方)
營業用什器	〒	雜何	〒
.....	半期償却損

原價償却積立金とする場合の振替方法

(借方)	振替	傳票	(貸方)
所有物原價償却積立金	〒	當期純益金	〒
.....

ロ、所有有價證券の評価 は可成買入價額を主たる標準と爲し、其より下位の時價なるときは時價迄切り下げ、其差額を評價損に計上し、反之時價が買入價額の上位にある時は買入價額を以て其儘評價々額と爲し置かば、確實なる資産状態を保ち得らるべし。

今假りに所有國債證券買入價額合計五拾參萬七千八百六拾四圓、此時價(取引所公)五拾貳萬九千七百參拾九圓なりとせんに、其差八千貳拾五圓は買入當時より下

落したるものなれば、資産状態の安固を保つ爲めに此額又は評價損と爲し、振替を行ふべきものにして、従て利益も此丈け減少せらるべきなり。

(借方)	振替	傳票	(貸方)
有價證券	〒	有價證券價額償却	〒
(國債證券評價損)	8,125.00	8,125.00

第三節 決算の手續

日常の營業を終了したる上即ち六月三十日又は十二月三十一日の營業を午後四時に終りたるとせん、當日の日記帳、總勘定元帳及び同差引殘高帳等の凡てを平常の如く記入し、然る後決算に著手する順序なり。

一、未済損益勘定の振替 當日の營業終了して締め切らんとする際に振替傳票を作成し、當日の普通營業の日記帳に加入記帳するときは取扱上便宜なるも、若し之を嚴格に取扱はんとせば、普通營業を記入したる後、更に追加日記とするを至當なりとす。

未済損益
勘定の振替

二、損益に係る諸勘定元帳の締切及び計算 假りに次掲貸借対照表の如き貸借状態にあるものとして損益決算を扱ふ手續を示さん。

貸借対照表(假設)

借方 科目	金額	貸方 科目	金額
證書貸付	53,800.00	公金預金	21,127.86
手形貸付	126,635.67	定期預金	502,532.10
當座貸越	702,265.38	當座預金	209,508.17
割引手形	361,580.39	特別當座預金	123,352.16
コーン・ローン	250,000.00	借入金	107,648.21
荷付爲替手形	1,714.72	再割引手形	35,363.30
預け金	25,228.45	他店より借	14,904.06
他店へ貸	19,568.91	支拂承諾	108,786.50
仕拂承諾見返	108,786.50	未拂配當金	241.43
公債証券	31,503.00	資本金	600,000.00
社債証券	62,570.00	積立金	99,000.00
諸株券	2,798.00	既收割引料	35,291.67
携込未済資本金	70,000.00	未拂利息	1,887.72
營業用地及建物	22,956.90	收入利息	30,795.33
什器	2,296.29	收入割引料	37,433.30
抵當流込物件	1,475.00	手数料及	193.69
支拂利息	44,811.78	公債社債利息	3,049.77
給料	2,574.50	公債賣却益	54.50
諸税金	4,089.55	公債償還益	160.00
旅費	414.28	雑益	1,858.66
雜費	4,347.14	託準備金	4,000.00
社債時價見積損	4,126.70	前期繰越金	1,682.43
株券時價見積損	814.00		
金銀有高	34,463.97		
	1938,820.13		1,938,820.13

總勘定元帳に當期總損益なる口座を新設し、此新設口座に損益に屬する各口座の殘高を移記して、當期の純損益を算出するなり、其移記するに當り損益に屬する各口座の記帳をなさるべからず。

收入利息

大正	摘要	日記	借方	貸方	借或貸	差引
正	日記	丁	方	方	貸	殘高
年	摘要	数	金額	金額		
.....	當期總損益勘定へ	30,795.33	(貸借同金額)		30,795.33

支拂利息

大正	摘要	日記	借方	貸方	借或貸	差引
正	日記	丁	方	方	貸	殘高
年	摘要	数	金額	金額		
.....	當期總損益勘定へ	44,811.78	(貸借同金額)		44,811.78

他の資産負債に屬する各口座の締切及び繰越方法もこれと同様なり。

各口座貸方ものは当期損益勘定の貸方に、又借方ものは其借方に次掲の如く夫々移記して純利益を計出するものとす。

總勘定元帳

当期總損益勘定

大正	摘要	記日丁數	借方	貸方	借又貸	差引殘高
6 30	諸利益					
	收入利息			30,795.33		
	收入割引料			37,433.30		
	手数數			193.96		
	公債社債子金			3,049.77		
	公債賣却益			54.50		
	公債償還益			160.00		
	雜益			1,858.66		
	諸損失					
	支拂利息		44,811.78			
	給料		2,574.50			
	諸税金		4,089.55			
	旅費		414.28			
	雜費		4,347.14			
	社債時價見積損		4,126.70			
	株式時價見積損		814.00			
			61,177.95	73,545.52		
	当期純益金		12,367.57			
			73,545.5	73,545.52		

資産負債の締切

三、總勘定元帳に於ける資産負債に屬する諸勘定口座の締切り及び繰越手續は次掲の如くにして、近時決算殘高を次期へ繰越すに大陸法に依らずして、英米法に依る銀行多し、本書も其れに倣ひ繰越日記を使用せざることゝせり。

總勘定元帳 定期預金

大正	摘要	記日丁數	借方	貸方	借或貸	差引殘高
6 30	後期繰越		5,737,405.79	6,239,937.89	貸	502,532.10
			※ 502,532.10			
7 1	前期繰越		6,239,937.89	6,239,937.89	貸	502,532.10

引手形

大正	摘要	記日丁數	借方	貸方	借或貸	差引殘高
6 30	後期繰越		4,056,237.90	3,594,657.51	借	361,580.39
			※ 361,580.39			
7 1	前期繰越		4,056,237.90	4,056,237.90	借	361,580.39

他の資産負債に屬する各口座の締切及び繰越方法もこれと同様なり。(金銀勘定は別に説明す)

大正	年	日	摘要	借方	貸方	借或貸	差引残高
30				借
			後期繰越	107,594,205.36	107,559,741.39	借	34,463.97
			前期より繰越	107,594,205.36	※ 34,463.97	貸
				1,877,642.18	1,843,178.21	借	34,463.97

繰越日記を使用せざるときは、金銀勘定の繰越金額を算出するには次記の方法に依る。即ち決算日最後の貸借対照表の合計額より借方損益勘定(諸損失額)を控除せる残額を以て繰越借方金額とし、又合計額より諸損失額と金銀有高とを控除したる残額を以て繰越貸方金額と爲すべし。

前掲假設貸借対照表を例にとり説明せん。

金銀勘定繰越貸方金額 1,877,642.18 = (貸借対照表(假設)合計額 1,938,820.13 - 勘定元帳に新設したる当期損益勘定中の諸損失額 61,177.95)
 金銀勘定繰越貸方金額 1,843,178.21 = (貸借対照表合計額 1,938,820.13 - (諸損失額 61,177.95) - 金銀有高 34,463.97)

Handwritten calculations:
 1,938,820.13
 - 61,177.95

 1,877,642.18
 - 34,463.97

 1,843,178.21

四、補助帳簿の締切及び繰越 補助帳簿には決算期に單に締切りを爲すものと、又締切りたる上其残高を繰越し行くものとあり。

イ、補助元帳の締切及び繰越 當座勘定元帳、特別當座預金元帳、他店勘定元帳、支店勘定元帳、及び預け金元帳等は利息を計算する際に締切を爲し其残高を繰越すものなれば、決算期に於て重ねて之れが締切を行ふの要なし、然るに貸付金元帳、割引手形元帳、再割引手形元帳、借入金元帳及び有價證券元帳等は決算期に締切り其残高を繰越すべきものにて其手續は總勘定元帳と同様なり。

ロ、記入帳其他補助簿の締切 出納係所屬の帳簿は日々營業終了後其合計を爲す爲め、締切り繰越と同様の手續を毎日行ふものなれば、決算期には殊更に繰越手續のあるなし、又各種記入帳は舊帳の記入を停め、舊帳中未済のものを新帳に移記する如きは其行の便宜に従ふべし。

第四節 支店營業上の損益金の處分

現今支店箇立の營業を許すもの尠く、支店相互間の取引を本店に總轄する銀行多し、假令各支店獨立營業を爲すとすも其損益は必ず本店損益に歸屬す、而して

支店純益
の本店附替

支店の決算手続は本支店共に同様なり、各支店は損益計算書及び貸借対照表を作成し、本店に送附するものにて、本店に於ては更らに本支店合算損益計算書及び貸借対照表を作成するものとす。

一、支店營業上純益ある場合本店へ附替法 次期營業の始(七月一日又ハ一月四日)の日に於て、次の振替傳票を作成し、純益金丈更に本店より受入れたるが如き形となるなり。

A 支店に於ける純益金の振替

振替傳票	
(借方) 本店勘定 至 11,781.45	(貸方) 前期純益金 至 11,781.45 本店へ附替

A 支店に於ける貸借対照表貸方の純益金勘定は、これにて本店勘定に變るものとす。

支店純損
の本店附替

二、支店營業上純損失ある場合本店へ附替 純損失金は更らに本店より補填せられたる形となるなり。

B. 支店に於ける純損失金の振替

振替傳票	
(借方) 前期純損失金 至 6,753.93 本店へ附替	(貸方) 本店勘定 至 6,753.93

B 支店に於ける貸借対照表借方の純損失金勘定はこれにて本店勘定に變るものとす。

本店に於ける支店損益附替

三、本店に於ける支店損益に對する附替法 本店に於ては各支店より損益計算書を受取りたるとき、支店に於ける振替傳票と正反對の振替を行ふものとす。

A 支店に對する

振替傳票	
(借方) 前期損益金 至 11,781.45 (A支店純益金)	(貸方) A支店勘定 至 11,781.45

B 支店に對する

最新 實踐 銀行簿記 終

大正拾二年三月十五日印刷
大正拾二年三月二十日發行

最新 實踐 銀行簿記
定價金貳圓四拾錢



發行所 發行所

東京市日本橋區本石町二丁目
大阪市西區阿波堀通四丁目
神戶市元町五丁目
東京市神田區仲猿樂町
大阪市北區曾根崎上三丁目
朝鮮京城本町二丁目

寶文館 巖松堂

著者 島山豐吉

發行者 大阪市西區阿波堀通四丁目二十番地 柏佐一郎

發行者 大阪市北區曾根崎上三丁目一五五地 松本善次郎

印刷所 神戶市吾妻通三丁目十七番地 中外印刷株式會社

畠山豊吉先生新著

(最新刊)

好評噴々

銀行事務及簿記

著者は多年住友銀行に在りて銀行實務の経験を積み、曩に一度「銀行簿記」の大著を公けにす、次で海外に遊び、親しく彼地に於ける銀行經營の實際を精査して歸朝す。乃ち齎らす所の資料を經緯して遂に斯の著を成す。銀行の經營、業務の組織、各般事務の處理、簿記の様式の全部に亘りて詳密なる解説を爲せり。殊に外國爲替事務の記述の如きは斬新豊富なる智識を網羅せるものにして。類書中匹儔あるを見ず。眞に斯界の最高權威たり。

菊判紙數八百七十頁
春革金文字入上製本
定價金七圓
内地送料金廿四錢

前神戸關西學院
商科教授

木村禎橋著

(訂正増補七版)

總索引及文檢問題集付

最新簿記計理學綱要

定價金六圓
布裝金拾八錢
送料金拾八錢
本文千餘頁目次附錄百頁

文檢實際
高學家
商學究
受者必
驗者必
參者必
考者必

本書は斯學に造詣深き著者が、多年研鑽の結果に成る斯學界空前の大作にして「實に我邦既版同種の著書中他に比類を見ざるの特徵あり」『現在の斯學智識を大成記述し』「斯學界の缺陷は本書の上梓により遺憾なく補充せられたり」と斯學先輩の推賞せる良著也。本書の特色を摘記せば(一)簿記法と計理學とを綜合網羅し(二)個人組合會社銀行の諸會計を組織的に研究し(三)所論公平精細新舊種々の學說を紹介し組織的理論的なると共に實際的應用的なることを努め(四)詳細なる目次と索引と數十頁に亘る高商入學試験及び文檢簿記科問題集とは學修の便に資すること多大なるべし。敢て座右不可缺の好著として本書を薦む。

東京市本區橋本町二丁目二番地
大阪府東區大町二丁目二番地
神戶市本區元町五丁目二番地
東京市東區東區三丁目二番地
大阪府東區大町二丁目二番地
神戶市本區元町五丁目二番地

嚴松堂寶文館

507
96

終